

# 南阿蘇村内に店舗を有する事業所の皆様へ

## 南阿蘇村プレミアム付商品券事業 特定事業者の募集について

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券事業を10月1日から開始します。

プレミアム付商品券を利用できる店舗（特定事業者）はあらかじめ村に登録する必要がありますので、登録を希望される事業者は、募集要項に基づき登録申請書を提出してください。

※商工会会員の事業所につきましては商工会での一括登録となりますので、9月10日まで（期限厳守）に商工会へ申請を行ってください



### 【募集要項抜粋】

#### 応募資格

- 村内に店舗がある飲食・小売・サービス事業者等
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者（同条第1項から第3項に該当する営業を行う者を除く）でないこと。
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものでないこと。
- 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 登録方法

- 登録を希望する事業者は「南阿蘇村プレミアム付商品券特定事業者登録申請書」を村に提出する。
- 複数の店舗を持つ事業者は店舗ごとに申請を行う。
- 商工会の構成員である事業者は商工会において一括で申請することができる。
- 村は、申請に基づき内容を審査し適切と認められた事業者については、特定事業者登録台帳に登載し、「特定事業者登録証」を交付する。
- 登録申請は令和元年6月3日から令和元年12月27日までに行う。（商工会会員以外の方）

提出された登録申請書に基づき事業者台帳に登録します。登録した事業所には「特定事業者登録証」を9月中旬以降に交付します。

- 「募集要項」「登録申請書」は役場政策企画課に準備しております。

※村のホームページからダウンロードもできます。（「組織で探す」→「政策企画課」→「南阿蘇村プレミアム付商品券事業特定事業者の募集について」）

**【お問い合わせ】南阿蘇村役場 政策企画課 企画係 TEL.0967-67-2230**

# 10月1日から 「南阿蘇村プレミアム付商品券事業」が始まります

## 南阿蘇村プレミアム付商品券の概要

対象者	①平成31年1月1日時点で村の住民基本台帳に記録されている者のうち市町村民税が課税されていない者（※市町村民税が課税されている者と生計を一にする配偶者及び扶養親族を除く） ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに出生した児童の属する世帯の世帯主
商品券の構成	券面額500円の商品券10枚綴り 1冊5,000円（販売額4,000円）を一人5冊まで購入可
利用の流れ	①対象者は購入引換券交付申請書を村に提出 ②申請に基づき、対象者に購入引換券を交付 ③交付された購入引換券を持参し、販売所で商品券を購入 ④使用可能な店舗で商品券を使い買い物
商品券の販売場所	南阿蘇村役場内（商品券販売・換金所）
商品券の販売期間	令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金） 午前10時から午後4時まで
使用可能店舗	募集により決定した村内にある飲食・小売・サービス等を提供する事業者（店舗）。 ※村が発行した事業者登録証を店内に掲示。
使用期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月22日（日）
商品券の使用対象と ならないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・不動産や金融商品に関わる支払い</li><li>・たばこ</li><li>・商品券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの</li><li>・性風俗関連特殊営業において提供される役務</li><li>・国税、地方税や電気・ガス・水道料金等</li><li>・医療、介護等の保険適用に係る一部負担金</li><li>・特定の宗教・政治団体と関わるもの等</li><li>・現金との換金、金融機関への預け入れ</li><li>・商品券の交換又は売買</li></ul>
商品券の使用に当たっての 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録事業者（店舗）において使用できる。</li><li>・使用期間内のみで使用できる。</li><li>・現金との引換はできない。</li><li>・つり銭は出ない。</li></ul>

※対象者には別途申請案内を行うこととしております。

【お問い合わせ】南阿蘇村役場 政策企画課 企画係 TEL.0967-67-2230